

# 深浦町部活動地域展開推進計画

令和 8 年 1 月  
深浦町教育委員会

## はじめに

部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、各部活動の責任者（顧問）の指導の下、学校教育の一環として行われ、教師の献身的な支えにより、我が国のスポーツ・文化芸術振興を担ってきました。

また、体力や技術の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義が大きい活動となっています。

しかし、少子化が進展する中、部活動を従前と同様の体制で運営することが難しくなっており、学校や地域によって存続は厳しい状況にあります。また、専門性や意思に関わらず教師が顧問を務めるこれまでの指導體制を継続することは、学校の働き改革が進む中、より一層厳しくなると考えられます。

これらのことから、スポーツ庁及び文化庁では、令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、公立中学校において、学校部活動の意思が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により、生徒のスポーツ・文化芸術活動の場として、新たに地域クラブ活動を整備する必要があること、そして、地域における新たなスポーツ・文化芸術環境の整備については、まず、休日における地域の環境の整備を着実に進めること、また、平日における環境整備については、できるところから取り組むことが考えられると示しています。

部活動については、深浦町においても、少子化が伴って部活動数及び部活動に加入する生徒数の減少が進んでおり、今後も更に少子化が進むことが見込まれていることから、生徒のニーズに合ったスポーツ・文化芸術活動の機会を確保できるようにするためには、地域で子どもたちを育てる体制を構築した上で、部活動の地域展開を推進していくことが必要です。

このため、「深浦町部活動地域展開推進計画」は、国のガイドラインや青森県公立中学校における休日の部活動の地域移行推進計画を踏まえ、深浦町が目指す姿を明らかにし、地域展開に向けた基本方針やスケジュール等をまとめたものです。

# 1 推進計画策定の背景

## (1) 国・県の動向

学校部活動については、これまで文部科学省において、平成25年に「運動部活動での指導のガイドライン」の策定、平成29年に部活動指導員制度の導入、平成30年に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の策定を行い、平成31年（令和元年）には中央教育審議会や国会において、学校における働き方改革の観点を含めて、部活動を学校単位から地域単位の取組とすることが提案されました。

これらを踏まえ、令和2年に休日の部活動の段階的な地域移行を図る旨の方針が示されるなど、部活動改革の段階的な取組が進められています。また、令和4年6月には、運動部活動の地域移行に関する検討会議提言、8月には文化部活動の地域移行に関する検討会議提言が取りまとめられ、12月にはスポーツ庁及び文化庁による「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が策定されました。

このことにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の推進とともに、学校部活動の地域連携並びに地域クラブ活動への移行に向けた取組方針や対応に関する国の考え方が明確に示されました。

これらを踏まえ本県では、令和5年4月に「青森県公立中学校における休日の部活動の地域移行推進計画」を策定し、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と定め、まずは、休日の部活動から段階的に地域移行・地域連携を進めることが示されました。

## (2) 部活動の意義及び課題

### ア 部活動の意義

部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、各部活動の責任者（以下「顧問」という。）の指導の下、学校教育の一環として行われ、教師の献身的な支えにより、我が国のスポーツ・文化芸術振興を担ってきました。

また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義が大きい活動となっています。

さらに、部活動は、生徒、保護者及び地域が学校への信頼感を高めることにつながっており、学校の一体感や愛校心の醸成にも大きく貢献してきました。

## イ 部活動における課題

少子化が進展する中、部活動を従前と同様の体制で運営することが難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にあります。また、専門性や意思に関わらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中においては、より一層厳しくなります。

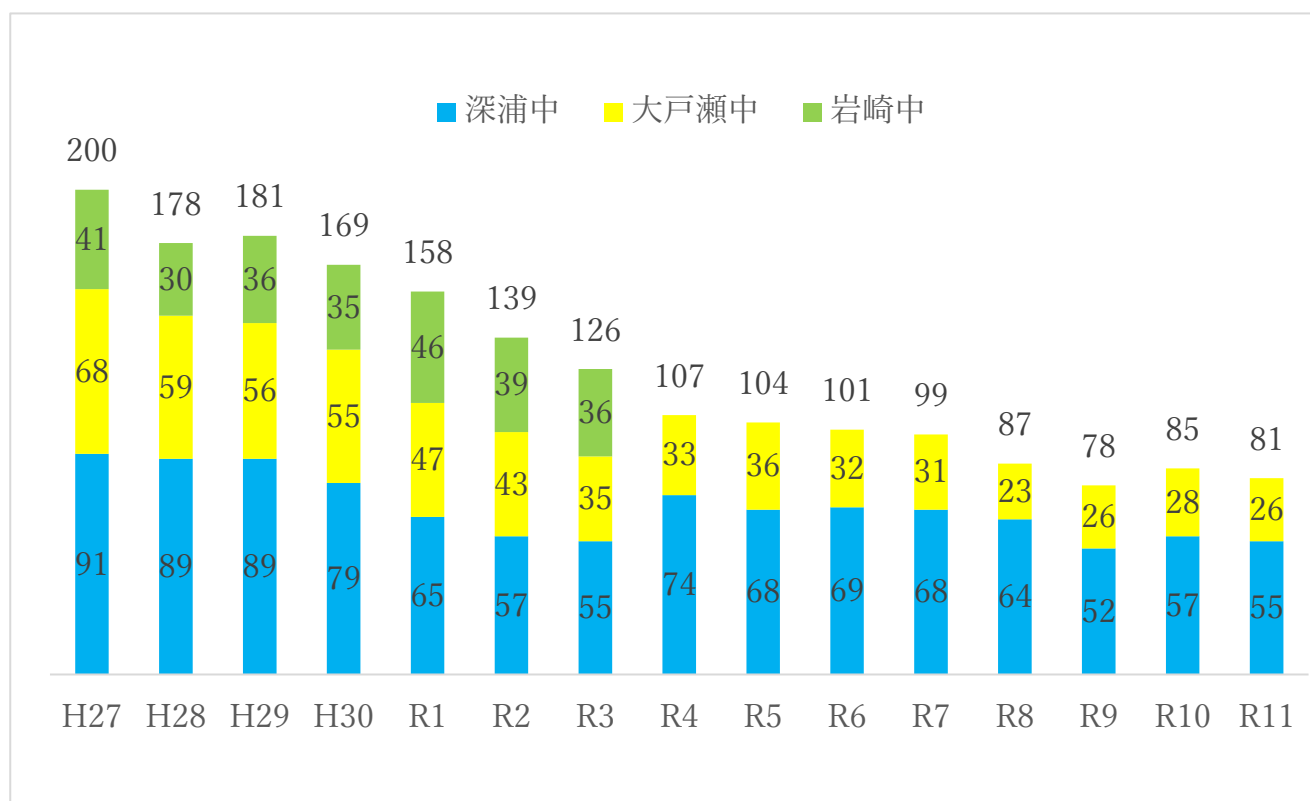
このことから、生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校と地域との連携・協働により、学校部活動の在り方に関し速やかに改革に取り組み、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備する必要があります。

### (3) 深浦町における部活動の現状

#### ア 生徒数の推移

深浦町中学校生徒数は平成27年度の200人から令和6年度は101人（減少率約50%）と急激な減少傾向が続いており、令和7年度以降も、更に少子化が進んでいくことが見込まれております。

深浦町中学校生徒数の推移（R7年度以降は見込）



部員数が減少している部においては単独出場できない状況にあり、他市町との合同チームを編成して大会に出場するなど、生徒の日々の活動や大会参加等において既に制限が課せられている状況にあります。今後、軟式野球、サッカーの団体競技においては、さらに他市町との広域的な連携が必要不可欠になることが想定されます。

中学校部活動部員数及び顧問数並びに地域クラブ加入数（令和7年11月現在）

(1) 部活動部員数及び顧問数

中学校名 部活動名	深浦中学校			大戸瀬中学校		
	1年生	2年生	顧問	1年生	2年生	顧問
野球部	1	0	2	2	1	2
卓球部	4	9	2	4	2	3
バドミントン部	7	7	2			
サッカー部	0	4	2			
陸上部				1	4	3
相撲部				0	0	0
総合文化部	3	3	1			
北前太鼓部	3	6	1			
十二湖太鼓部	4	4	1			
文化部				0	0	2

(2) 地域クラブ加入生徒数

中学校名 クラブ種目	深浦中学校		大戸瀬中学校	
	1年生	2年生	1年生	2年生
軟式野球（町外）				1
硬式野球（町外）			1	1
水泳（町外）				1
陸上（町内）	2	1		
バスケットボール（町外）	1			
空手（町内）	1			

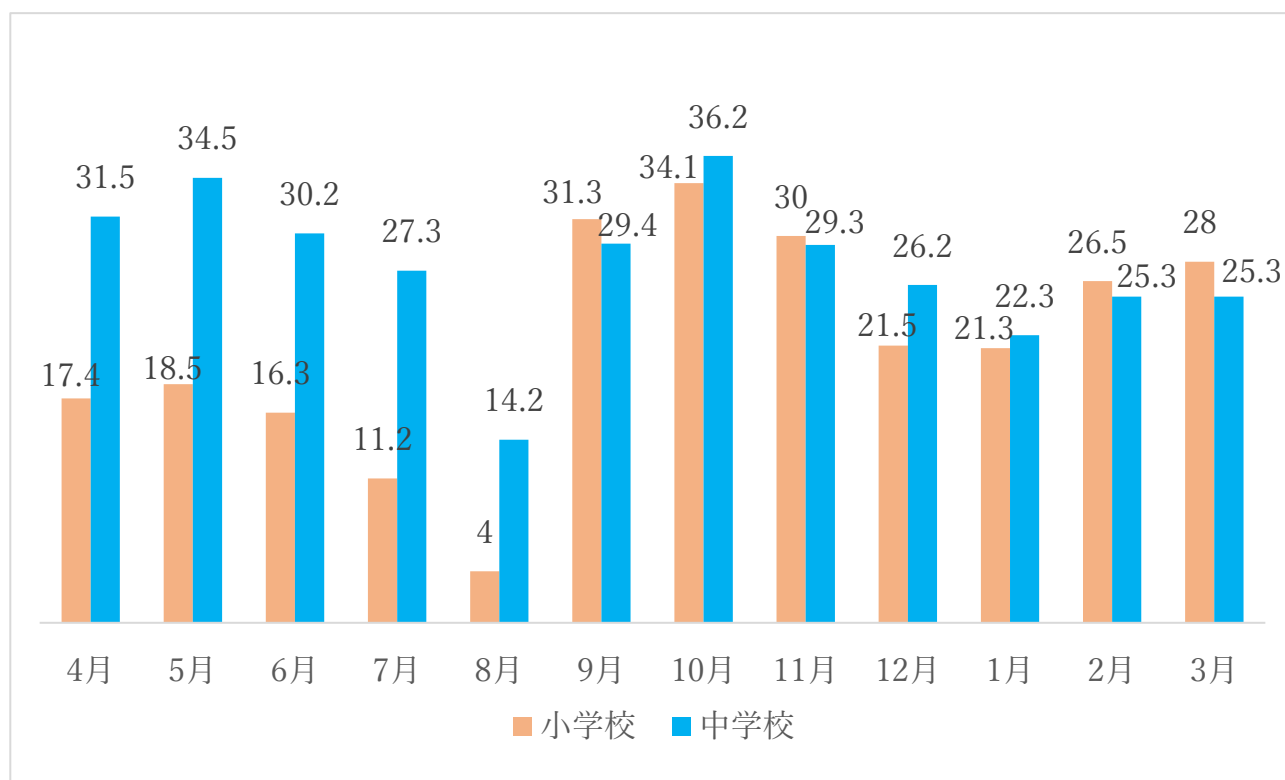
## イ 教員の働き方改革

少子高齢化や情報化の急速な進展など、生徒を取り巻く環境が大きく変化する中、ICT教育への対応、いじめや不登校への対応など、教職員が取り組まなければならない課題も多様化、複雑化しており、教職員の厳しい勤務実態が社会問題化しています。

深浦町中学校においては、一部の部活動において外部コーチが指導に携わってはいるものの、大半の部活動において教職員が中心として指導や大会への引率を行っており、特に指導経験のない教職員には大きな負担となっています。

深浦町教育委員会においては、教育委員会と学校が一体となって働き方改革の一層の推進を図るため、令和6年12月に令和9年度までを取組期間とした「学校における働き方改革プラン」を作成しました。

町内小中学校教職員の令和6年度時間外在校等平均時間



## 2 推進計画の基本的な考え方

### (1) 策定の趣旨

本推進計画は、生徒がスポーツ・文化芸術活動に身近で継続して親しむことができる環境づくりを目指し、学校と地域が連携・協働することにより、学校部活動の地域展開に向けた総合的・計画的な取組等を進めるために策定するものです。

### (2) 位置づけ

本推進計画は、スポーツ庁及び文化庁による「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」や文部科学省による「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」、青森県教育委員会による「公立中学校における休日の部活動の地域移行推進計画」を参考に、スポーツや文化芸術活動を通じた生徒の健全育成という観点から、深浦町中学校を対象とする学校部活動の地域展開を進めるための計画として位置付けるものです。

### (3) 取組と期間

本推進計画における地域展開については、新たな環境整備のための合意形成や条件整備等には相当の時間を要すること、生徒のよりよいスポーツ・文化芸術環境を整備するため、学校や地域の実情に応じて、全ての部活動で地域展開に着手することを目指します。

深浦町においては、令和8年度以降から地域展開が可能な競技から順に地域展開し、令和10年度の中学校の統合を見据えた合意形成や環境整備を進めることとします。なお、地域展開が困難な場合には、学校部活動の地域連携として、各中学校単位で地域の協力を得て部活動指導員や外部指導者を適切に配置することとします。

また、休日の学校部活動から段階的に地域展開していくことが基本とされていますが、将来を見据えた一体的な取組を進めるため、例えば休日と平日を併せた体制の整備を進めていくなど、地域展開の方法は進捗状況に応じて変化することも想定されます。

### (4) 目指す方向性

学校部活動の地域展開を進めていくに当たっては、これまで学校部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動の機会を確保しつつ、子どもたちを含めた地域住民がスポーツ・文化芸術活動に親しめるよう、地域の環境整備を充実させていくことが大切です。

そのためには、学校部活動の地域展開は、単に学校から切り離すのではなく、地域全体でスポーツ・文化芸術活動に親しめる社会の実現を目指し、地域の環境整備や機運の醸成を図ることが重要です。

### 3 部活動地域展開の全体像

#### (1) 地域展開に係る体制整備

子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に親しむための新たな環境整備に当たっては、行政、学校、スポーツ・文化芸術団体等の多くの関係者が連携し段階的・計画的に取り組んでいく必要があります。

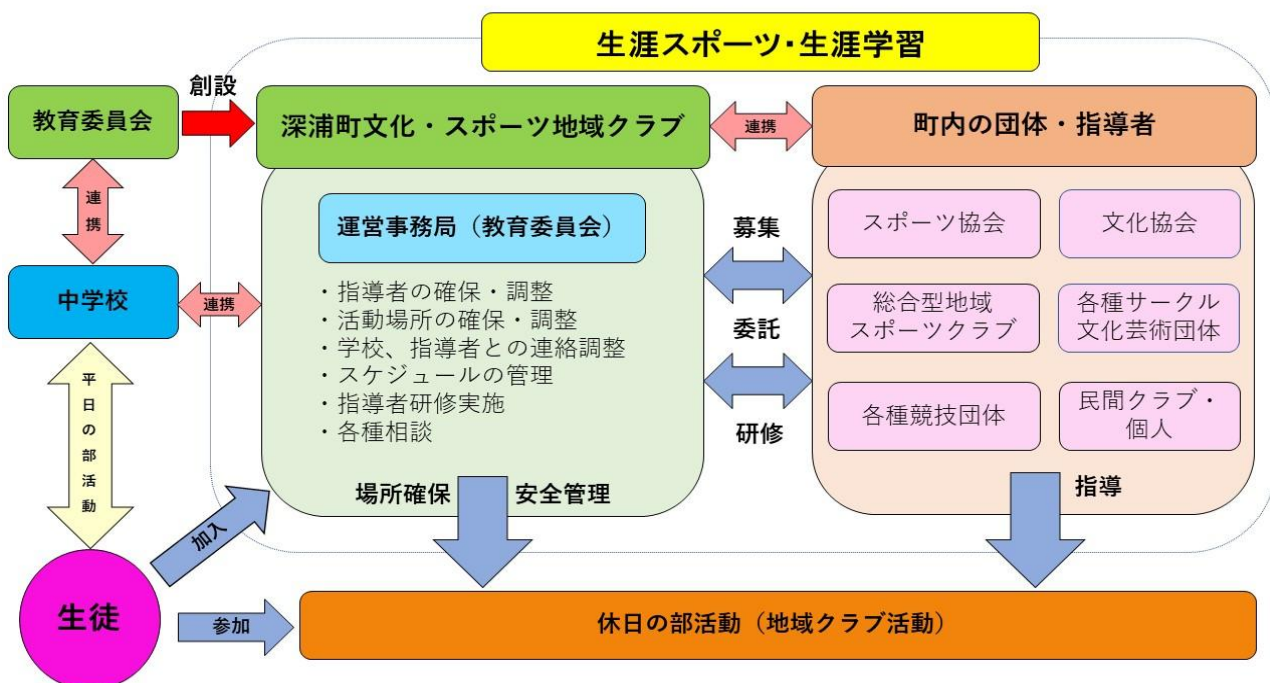
部活動が学校から離れ、地域のスポーツ・文化芸術活動となった際、それまで学校が担ってきた業務（指導・計画・団体登録等事務手続・会計・練習場所の確保など）を担う組織が必要となります。そのような組織を「運営主体」として設定し、本事業の業務を担います。運営主体となる団体は、学校、行政、生徒や保護者のほか地域全体から信頼を得るために、適切な管理体制を保有する事業者又は団体であることが求められます。

#### (2) 学校部活動の地域展開の取組イメージ

地域展開を進めるに当たっては、体制整備はもちろん、行政、学校、各種受入れ団体との連携が重要になります。各部活動の地域展開に伴う合意形成等、競技やクラブによって事情が違うことから、まずは取組を進められるところから支援をしていき、将来的に完全に地域展開することを目指します。

合意形成や条件整備等については、子どもたちがスポーツを楽しむ機会を確保し、子どもたちのことを第一に考えることを基本とし、深浦町の現状から町単独で進めることが難しい種目等については、合同編成等をしている他市町の団体と連携を図りながら進めていきます。

【イメージ図】



## 4 地域展開に向けた課題と対応

### (1) 実施主体・運営主体

本事業を運営する組織は、継続性を考え、地域で認知され信頼のおける事業者、団体が望ましいと考えます。

深浦町では、当面の間、教育委員会が運営主体を担いますが、同時に各競技の地域クラブ活動または地域連携ができるような体制整備を進めていきます。

### (2) 対象者

深浦町立中学校生徒を対象とし、協議の上、他市町村の生徒を受け入れることができるとします。

### (3) 指導者

指導者については、教育委員会が窓口となり、指導者の登録や指導者の管理・研修を行います。また、管理者が定めた規則を遵守することや、指定の研修や講習会等を受講することを条件とします。

指導者には報酬を支給します。報酬については当面町で財源を確保することとし、単価・支給方法等については別途検討します。教員や公務員等については、兼職兼業制度の活用を図ることを検討します。

### (4) 活動場所

活動場所については、学校施設、公共スポーツ施設、社会教育施設等を確保し、運営上の利便性を図るとともに、調整を行います。

活動場所への移動については、町内全ての生徒が平等に参加できるようスクールバス等の検討を行います。

### (5) 保護者負担

クラブの活動経費や保険料、大会等の参加料等、保護者負担（会費）が発生いたします。現状の部費相当での設定が想定されますが、競技によって異なる場合も考えられることから、保護者に理解を得ながら設定することが重要です。保険料については学校の共済は対象外となるため、生徒、指導者とも自己負担となります。

なお、保護者に過度の負担にならないように教育委員会は予算措置や補助金等の財源確保に努めます。

#### (6) 大会等への参加について

青森県中学校体育連盟などが主催する大会やコンクール等について、地域クラブから参加ができるよう整備を行います。

今後はさらにクラブチームでの参加が増加するものと考えられることから、中体連との連携を図り、各クラブ・団体への情報提供や支援に努めます。

#### (7) 各部活動の個別事項

上記(1)から(6)までを踏まえ、各部活動の事情に応じ、教育委員会は部活動ごとの活動内容・事項を地域クラブ等と調整しながら定めるよう努めます。

#### (8) その他

この計画は、今後の文部科学省・青森県教育委員会の方針、ガイドライン等や取り組みの進捗状況を勘案し、適宜見直しを行います。

## 5 地域展開スケジュール

国のガイドラインでは、令和5年度から令和7年度までを改革推進期間、令和8年度から令和13年度までを改革実行期間と位置づけ、まずは各部活動の実態及び地域の実情に合わせて休日の部活動の地域展開をしていくこととしています。

教育委員会では、部活動の地域展開について部活動ごとの必要な対策を整理し、地域展開が可能な部活動から進めていきます。

スポーツ・文化芸術活動の環境整備と学校の働き方改革の両方を早期に推進する必要があるため、地域や学校の実情に応じて取り組むものです。

### 中学校部活動の地域展開スケジュール

受け皿となる地域クラブや指導者の確保などができた部活動から順次地域展開することになります。準備が整っていない部活動については、継続して検討していき、全ての部活動が地域展開できるように進めます。

